

後期高齢者医療制度の保険料のお知らせ

問 国保年金課 (☎62-1207)

令和元年度の保険料の計算方法

年間保険料額は、所得金額に応じて負担する所得割額と、1人ずつ均等に負担する均等割額の合計額です。所得割率(8.76%)および均等割額(45,379円)については、30年度から変更はありません。

$$\text{保険料額} = \text{所得割額} \{ (30年中の総所得金額 - 33万円) \times 0.0876 \} + \text{均等割額} (45,379円)$$

※年間保険料額の限度額は、62万円です。

保険料均等割額の軽減特例 (軽減にあたり手続きは不要)

31年4月1日(4月2日以降に後期高齢者医療制度へ加入となった人は、加入した日)の世帯状況で、同じ世帯に属する世帯主と後期高齢者医療制度の被保険者全員の総所得金額の合計額が一定以下の人は、均等割額が軽減されます。

なお、本則7割軽減の対象者は、これまで上乗せして軽減(8.5割、9割)されてきましたが、世代間の公平の観点などから、令和元年度から軽減割合が段階的に見直されることとなりました。

また、30年度に続いて、令和元年度においても、5割軽減、2割軽減の対象範囲が拡大しました。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の総所得の合計)	均等割の軽減割合				
	本則	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
33万円以下		8.5割	8.5割	7.75割	7割
33万円以下のうち、世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下(その他の所得なし)	7割	9割	8割	7割	
33万円+28万円×(被保険者数) 以下			5割		
33万円+51万円×(被保険者数) 以下			2割		

◆これまで9割軽減の対象となっていた人

介護保険料の軽減強化や年金生活者支援給付金の支給といった支援策の対象となるため、令和元年度は8割軽減に変わります。

※介護保険料については、所得の低い高齢者への保険料の負担軽減が強化される予定です。

※10月から、所得の低い年金受給者への年金生活者支援給付金(基準額月5,000円)の支給制度が始まります。年金生活者支援給付金の支給額は納付実績などに応じて異なります。なお、老齢年金生活者支援給付金(補足的な給付を含む)の場合、支給要件(65歳以上で老齢基礎年金を受給中、世帯全員の市民税が非課税、前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下)を全て満たす必要があります。金額は保険料を納めた期間などにより異なり、基本的に10・11月分を12月(年金の支払日と同日)に振り込みます。

※後期高齢者医療保険料を年金天引きで納めている場合、天引き額への影響は10月からです。

問 ▶介護保険…長寿課(☎62-1013) ▶年金生活者支援給付金…ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)

◆これまで8.5割軽減の対象となっていた人

年金生活者支援給付金の支給の対象とならないことなどを踏まえ、激変緩和の観点から、1年間に限り実質上8.5割軽減を据え置くこととします。

職場の健康保険などの被扶養者だった人の保険料の特例 (国民健康保険および国民健康保険組合加入者は除く)

後期高齢者医療制度に加入する前日に職場の健康保険や共済組合などの被扶養者だった人は、所得割額が課されず、加入から2年を経過する月まで均等割額が5割軽減されます(年間保険料額は22,600円)。ただし、29年4月30日以前に加入した人は、この軽減制度の対象となりません。なお、上の表の軽減にも該当する人については、軽減額が大きい方が適用されます。

保険料の納付方法 (基本的に特別徴収が優先)

特別徴収 年金支給日(偶数月)に年金から天引きされます。

※年金支給額が年間18万円以下の人、もしくは介護保険料と合わせた保険料額が、支給される年金額の2分の1を超える人は年金天引きできません。

※後期高齢者医療制度に加入して半年から1年程の間は、年金天引きできません。

※納付方法変更申出書を提出している人は、年金天引きにはなりません。

普通徴収 年金からの天引きとならない人は、口座振替や納付書で個別に納めていただきます。

※これまで国民健康保険税を口座振替で納めていた人も、後期高齢者医療保険料の口座振替での納付を希望する場合は、改めて口座振替の手続きが必要です(これまでの口座振替情報は引き継ぎできません)。

令和元年度の「後期高齢者医療保険料額決定通知書」および「後期高齢者医療保険料納入通知書」は7月中旬に発送予定です。